

茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドラインの改訂について

改正給特法(昨年6月成立)により、自治体に、「教員の働き方改革の取組」を記載した**計画の策定が義務付け**られました。

→ 本県では、2021年度に策定した標記ガイドラインを改訂して対応いたします。

現状

- 国は、教員の時間外在校等時間の削減目標を**月30時間**とし、2029年度までにそれを達成するための計画の策定を義務付け

- 本県は、**2021年度に策定した標記ガイドラインの8つの取組**により、着実に時間外在校等時間を縮減

高校 **月22時間44分**

特別支援 **月11時間41分**

- ① 時差出勤制度の導入
- ② 完全退勤時間の設定
- ③ 定時退勤日の設定
- ④ 部活動:週1日以上のお休み、平日2時間
- ⑤ 部活動:部活動数の削減(教員の半分)
- ⑥ 部活動:複数顧問による負担の平準化
- ⑦ 授業教材の共有(クラウド上で共有)
- ⑧ 行事の精選(連絡だけの会議の廃止等)

対応

- 現行のガイドラインを**改訂**して、本計画に位置付け

<改訂内容>

- 学校・教員 → 8つの取組を**継続**
- 行政(県教委) → **新たに2つの支援**を行い、教員の負担を軽減

① 校務のデジタル化の支援

- 生徒情報を管理する「**校務支援システム**」のクラウド化
→ 生徒情報の集約・可視化(生徒のカルテ)、生成AIによる分析
- 校務への**生成AIの活用**支援(研修会の開催や優良事例の共有)
→ 「大学入試の推薦文」や「通知表の評定」等のたたき台の作成

② 保護者からの過剰な要求(長時間、多数回の電話等)への対応の支援

- 教育改革課内に、**学校からの相談窓口**を設置し、相談を受けた相談員(教員OB)は、事案を整理し、必要に応じて**弁護士に対応を相談**

今後のスケジュール

- 3月 総合教育会議に書面で報告(**今回実施**)、県立学校へ通知
- 4月 運用開始

茨城県県立学校の 働き方改革のための ガイドライン

目次

1. ガイドラインについて	p1
2. ガイドラインの概要	p2
3. 在校等時間について	p4
4. 県立学校の在校等時間の状況	p6
5. 教育職員の働き方に関する意識調査結果（概要）	p7
6. 今後の取組の方向性について	p8
7. 働き方改革を進めるために各校で取り組むべきこと	p11
8. 資料：教育職員の働き方に関する意識調査結果（詳細）	p14
9. 資料：各校の働き方改革における実践成果	p19
10. 働き方改革実施計画一覧	p22

令和3年4月 制定

令和8年4月 改訂

茨城県教育委員会

はじめに

情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、これまで以上に子どもたちに対するきめ細やかな対応が求められています。そのような中、教員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に専念できるよう、教員の働き方改革を推進することは喫緊の課題となっています。

本県では、令和2年4月に、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、時間外在校等時間の上限を教育委員会規則で定めたほか、令和3年4月に、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」を策定し、各教員の時間外在校等時間の把握と合わせて、時差出勤の導入、完全退勤時間の設定、土日の部活動指導の複数顧問制などに取り組むこととし、令和6年度までの4年間で着実に時間外在校等時間は減少しました。

そうした中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等」が改正され、教職調整額の引上げなど教員の処遇改善と併せて、働き方改革を更に加速化していくため、自治体に働き方改革に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表が義務付けられました。同年9月には、指針も改正され、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するにあたって踏まえるべき内容が示されたところです。

このたび、県教育委員会では、法及び指針を踏まえ、現行のガイドラインを改訂し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け、働き方改革を進めるために各校で令和8年度から令和11年度までに取り組むべきことを示しました。

今後、保護者や地域の方々の理解も得ながら、本ガイドラインに基づき、取組を着実に進めて参りますので、関係者のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

1. ガイドラインについて

◆本ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインは、給特法第8条及び給特条例の規定に基づき策定する教育職員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けられ、県教育委員会及び県立学校が実施する「学校における働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示すものとします。

※給特法…公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
(以下「給特法」という。)

※給特条例…義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
(以下「給特条例」という。)

- 本ガイドラインの対象は、常勤の職員である校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師とし、事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員は除きます。

◆本ガイドラインの目的

- 本ガイドラインは、教育職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し健康でやりがいを持って働くことや、教育職員が子どもと向き合える時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることにより、本県教育の更なる充実につながることを目的として策定するものです。

◆本ガイドラインの実施期間

- 本ガイドラインの実施期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。
- 原則として年2回進捗を検証し、実態に応じて随時見直しを行うとともに、ホームページ等を通じて公表します。

2.ガイドラインの概要

目標

時間外在校等時間の上限を「茨城県県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する規則」(詳細 p4) で規定された「原則 **月 45 時間以内、年 360 時間以内**」とする。

- 時間外在校等時間に関する数値目標
 - ・ 1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間を **月 30 時間以内** とする。
 - ・ 1 か月の時間外在校等時間が **月 45 時間以内の割合を 100%** とする。

○【教育職員の働き方の現状】(令和6年度の結果より) 詳細 p6

- ・ 1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間
【高等学校等】 22 時間 15 分 【特別支援】 12 時間 18 分
- ・ 1 か月の時間外在校等時間が 45 時間以内の教員の割合
【高等学校等】 **88.4%** 【特別支援】 **99.9%**

※高等学校等…県立高等学校、県立中等教育学校及び県立中学校
(以下「高等学校等」という。)

高等学校等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均時間		26時間07分	27時間48分	27時間16分	24時間00分	10時間23分	25時間08分	26時間27分	23時間23分	18時間37分	20時間02分	19時間18分	18時間40分
45時間超 (%)	令和6年度	15.7%	17.9%	17.1%	12.1%	2.9%	14.9%	16.6%	11.3%	6.6%	8.7%	7.3%	8.3%
80時間超 (%)		1.7%	1.8%	2.0%	1.3%	0.2%	1.7%	1.9%	1.2%	0.4%	0.5%	0.6%	0.8%
80時間超 (人)		75人	83人	90人	59人	8人	76人	84人	53人	19人	21人	25人	37人
平均時間		31時間26分	32時間02分	31時間14分	26時間04分	10時間46分	26時間07分	26時間31分	23時間56分	19時間19分	20時間45分	19時間54分	20時間01分
45時間超 (%)	令和5年度	22.4%	23.8%	23.5%	15.5%	2.7%	15.6%	16.4%	12.7%	7.6%	8.6%	7.2%	9.0%
80時間超 (%)		2.7%	3.6%	3.0%	1.7%	0.2%	1.5%	1.1%	0.8%	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%
80時間超 (人)		124人	164人	136人	79人	7人	66人	50人	34人	15人	13人	15人	41人
平均時間		31時間28分	30時間30分	31時間31分	27時間16分	11時間16分	28時間00分	28時間33分	26時間11分	22時間21分	22時間24分	23時間14分	20時間37分
45時間超 (%)	令和4年度	22.6%	19.4%	20.6%	14.6%	2.0%	16.8%	17.2%	11.6%	8.3%	8.4%	9.0%	6.8%
80時間超 (%)		1.4%	1.1%	1.3%	0.6%	0.1%	1.2%	1.2%	0.4%	0.2%	0.1%	0.4%	0.3%
80時間超 (人)		65人	52人	60人	29人	5人	54人	54人	19人	9人	5人	18人	15人
平均時間		35時間35分	33時間29分	34時間08分	29時間33分	8時間40分	12時間30分	30時間27分	28時間11分	24時間42分	22時間40分	19時間49分	21時間53分
45時間超 (%)	令和3年度	29.9%	25.4%	26.8%	20.8%	0.9%	1.7%	22.7%	18.3%	13.1%	9.4%	5.7%	8.9%
80時間超 (%)		4.1%	4.4%	3.0%	2.1%	0.1%	0.2%	1.6%	0.5%	0.4%	0.1%	0.1%	0.3%
80時間超 (人)		189人	207人	139人	97人	4人	7人	77人	22人	19人	6人	6人	15人

特別支援学校		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均時間		15時間56分	16時間56分	15時間13分	11時間51分	1時間46分	13時間27分	15時間11分	12時間36分	10時間51分	11時間26分	12時間03分	10時間26分
45時間超 (%)	令和6年度	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平均時間		20時間19分	19時間35分	18時間04分	11時間38分	1時間30分	13時間43分	15時間12分	13時間21分	10時間30分	11時間58分	12時間14分	11時間38分
45時間超 (%)	令和5年度	0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平均時間		25時間39分	23時間10分	24時間09分	15時間54分	3時間36分	19時間09分	19時間09分	18時間43分	15時間02分	15時間08分	17時間57分	15時間00分
45時間超 (%)	令和4年度	3.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平均時間		30時間56分	24時間34分	26時間20分	17時間52分	3時間42分	7時間45分	20時間29分	20時間30分	18時間06分	15時間35分	15時間32分	17時間02分
45時間超 (%)	令和3年度	11.9%	3.7%	5.8%	0.6%	0.0%	0.2%	1.5%	0.2%	0.0%	0.1%	0.4%	0.1%
80時間超 (%)		0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (人)		2人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

○【働き方改革に関する意識調査】（令和8年1月調査より）詳細 p14

- ・令和3年度と比較して時間外在校等時間は減少しましたか。
【高等学校等】 減少した（かなり・ある程度）・・・52.8%
【特別支援学校】 減少した（かなり・ある程度）・・・64.9%

・時間外在校等時間が長くなる主な要因

令和8年

【高等学校等】

- ① 部活動指導(43.1%)
- ② 授業準備 (36.9%)
- ③ 校務分掌 (35.9%)

【特別支援】

- ① 授業準備 (59.2%)
- ② 評価や成績(45.8%)
- ③ 校務分掌 (37.7%)

令和2年

【県立学校】

- ① 授業準備 (60.8%)
- ② 校務分掌 (43.5%)
- ③ 部活動指導(35.2%)

○【今後の取組の方向性】 詳細 p8

重点項目

- (1) 在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革
- (2) 部活動指導の負担軽減
- (3) 学校運営体制と業務の改善

○【目標達成のために各校で取り組むこと】 詳細 p11

(1) 在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革

①時差出勤制度の活用推進

職員朝会や、朝のSHRなど、朝の業務を工夫した上で、早出遅出の時差出勤の活用を推進。
遅出を活用することで、放課後の部活動指導を勤務時間内に実施。

②完全退勤時間の設定

各校で午後7時前後に設定、超える場合には管理職の許可を得る。

③定時退勤日の設定

各校で週1日以上、月6日程度を設定。

(2) 部活動指導の負担軽減

④「部活動の運営方針（改訂版）」の遵守

休養日…中学校：週当たり2日以上、高等学校：週当たり原則、2日以上、特別支援学校：週当たり原則、3日以上

活動時間…中学校：平日2時間上限、休業日3時間上限、高等学校：平日2時間上限、休業日4時間上限、特別支援学校：平日1.5時間上限、休業日原則、実施しない

⑤部活動数の精選

「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について（通知）」（令和3年3月10日）に従い、部活動数を精選。原則、教員数の半分以上とする。

⑥複数顧問の配置による負担の平準化

複数顧問を配置して、部活動指導を分担。

(3) 学校運営体制と業務の改善

⑦教材の共有化の推進

クラウドや校内ネットワークを活用。

⑧行事の精選と業務の効率化

連絡だけの会議は廃止してデータの共有に変更、行事の新設は「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底、負担の大きい業務はチームで担当。

⑨校務DXの推進

ペーパーレスの推進、グループウェアの活用、ワークフローの活用、生成AIの活用、テレワークの推進、ネットバンキングの利用。

⑩保護者等対応の負担軽減

留守番電話の設置。解決困難事案の相談窓口の活用。

◆在校等時間に関する Q&A

Q1 「在校等時間」に含まれる時間、含まれない時間を知りたい。

「在校等時間」に含まれる時間

- 新規採用教員研修等の職務命令により参加する各種研修の時間
- 土日や祝日などに、校務として行っている業務の時間
- 職務として行う生徒引率の時間（校外学習や修学旅行、競技大会やコンクールへの引率、勤務時間外の部活動の練習試合等）
- 県で定める方法による在宅勤務やテレワークの時間
- 児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打ち合わせの時間

「在校等時間」に含まれない時間

- 自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間（上司からの指示や生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務に直接的に関連しない自己研鑽の時間）
- 休憩の時間
- 通勤の時間
- （通勤混雑回避等の理由で）朝早く出勤して、新聞を読んだり読書をしたりする時間
- 所定の勤務時間終了後の夕食の時間
- 職務専念義務の免除による活動の時間
- 地域住民等の立場で、学校で行われる地域活動に参加している時間
- 「持ち帰り作業」の時間（業務の持ち帰りは原則禁止）
- 職務とは関係のない団体役員としての業務の時間
（例：高体連・高文連等の部活動を支援する団体の業務（自校の生徒引率時を除く））
- 兼職等で行う週休日の課外授業や、営利企業等従事して許可された検定試験等の業務従事の時間
- 地域クラブ活動に係る兼職兼業等業務従事の時間

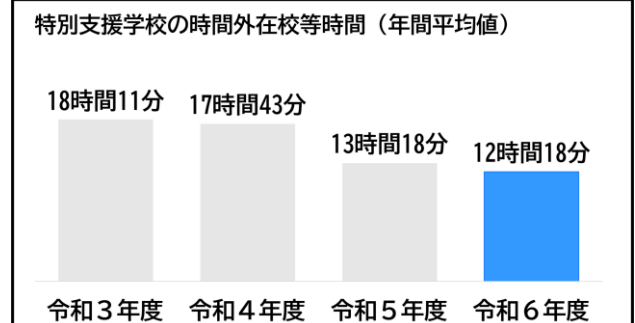
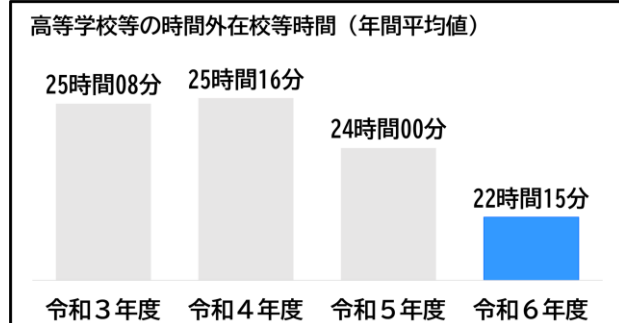
Q2 「在校等時間」の把握と管理はどのようにするのか。

- 「在校等時間」の把握は、ICT やタイムカード等により客観的に計測
（県立学校では、「勤怠管理支援システム」を使用して記録・管理）
- 校外の時間については、出張の行程表や出張復命書をもって把握
- 「在校等時間」に含まれない時間は、自己申告により「在校等時間」から除外
- 「在校等時間」の記録は、出勤簿としての機能を兼ねるとともに公務災害が生じた場合において認定の基礎になる記録となることから、公文書として少なくとも5年間は管理及び保存
- 在校等時間を上限時間の範囲内とするために、実際より短い虚偽の時間を記録する、または記録させることは厳禁

4. 県立学校の在校等時間の状況

◆ 時間外在校等時間の現状

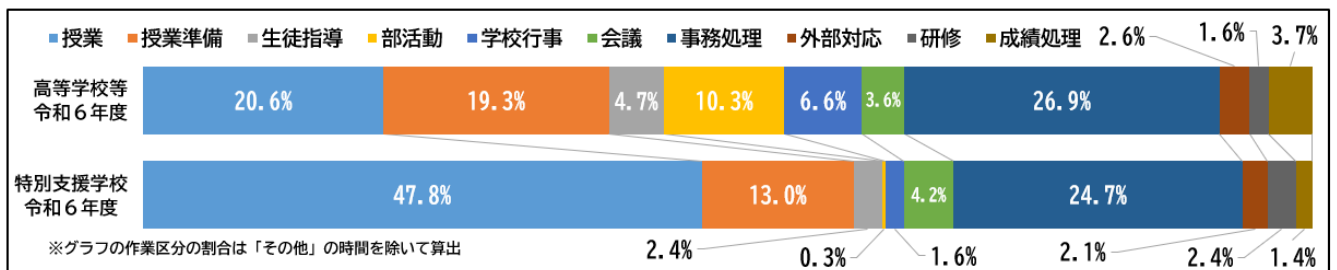
校種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	4年間の増減
高等学校等	25時間08分	25時間16分	24時間00分	22時間15分	▲2時間53分
特別支援	18時間11分	17時間43分	13時間18分	12時間18分	▲5時間53分



◆ 時間外在校等時間の推移（月別）

高等学校等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均時間	令和6年度	26時間07分	27時間48分	27時間16分	24時間00分	10時間23分	25時間08分	26時間27分	23時間23分	18時間37分	20時間02分	19時間18分	18時間40分
45時間超 (%)		15.7%	17.9%	17.1%	12.1%	2.9%	14.9%	16.6%	11.3%	6.6%	8.7%	7.3%	8.3%
80時間超 (%)		1.7%	1.8%	2.0%	1.3%	0.2%	1.7%	1.9%	1.2%	0.4%	0.5%	0.6%	0.8%
80時間超 (人)		75人	83人	90人	59人	8人	76人	84人	53人	19人	21人	25人	37人
平均時間	令和5年度	31時間26分	32時間02分	31時間14分	26時間04分	10時間46分	26時間07分	26時間31分	23時間56分	19時間19分	20時間45分	19時間54分	20時間01分
45時間超 (%)		22.4%	23.8%	23.5%	15.5%	2.7%	15.6%	16.4%	12.7%	7.6%	8.6%	7.2%	9.0%
80時間超 (%)		2.7%	3.6%	3.0%	1.7%	0.2%	1.5%	1.1%	0.8%	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%
80時間超 (人)		124人	164人	136人	79人	7人	66人	50人	34人	15人	13人	15人	41人
平均時間	令和4年度	31時間28分	30時間30分	31時間31分	27時間16分	11時間16分	28時間00分	28時間33分	26時間11分	22時間21分	22時間24分	23時間14分	20時間37分
45時間超 (%)		22.6%	19.4%	20.6%	14.6%	2.0%	16.8%	17.2%	11.6%	8.3%	8.4%	9.0%	6.8%
80時間超 (%)		1.4%	1.1%	1.3%	0.6%	0.1%	1.2%	1.2%	0.4%	0.2%	0.1%	0.4%	0.3%
80時間超 (人)		65人	52人	60人	29人	5人	54人	54人	19人	9人	5人	18人	15人
平均時間	令和3年度	35時間35分	33時間29分	34時間08分	29時間33分	8時間40分	12時間30分	30時間27分	28時間11分	24時間42分	22時間40分	19時間49分	21時間53分
45時間超 (%)		29.9%	25.4%	26.8%	20.8%	0.9%	1.7%	22.7%	18.3%	13.1%	9.4%	5.7%	8.9%
80時間超 (%)		4.1%	4.4%	3.0%	2.1%	0.1%	0.2%	1.6%	0.5%	0.4%	0.1%	0.1%	0.3%
80時間超 (人)		189人	207人	139人	97人	4人	7人	77人	22人	19人	6人	6人	15人
特別支援学校		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均時間	令和6年度	15時間56分	16時間56分	15時間13分	11時間51分	1時間46分	13時間27分	15時間11分	12時間36分	10時間51分	11時間26分	12時間03分	10時間26分
45時間超 (%)		0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平均時間	令和5年度	20時間19分	19時間35分	18時間04分	11時間38分	1時間30分	13時間43分	15時間12分	13時間21分	10時間30分	11時間58分	12時間14分	11時間38分
45時間超 (%)		0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平均時間	令和4年度	25時間39分	23時間10分	24時間09分	15時間54分	3時間36分	19時間09分	19時間09分	18時間43分	15時間02分	15時間08分	17時間57分	15時間00分
45時間超 (%)		3.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (人)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平均時間	令和3年度	30時間56分	24時間34分	26時間20分	17時間52分	3時間42分	7時間45分	20時間29分	20時間30分	18時間06分	15時間35分	15時間32分	17時間02分
45時間超 (%)		11.9%	3.7%	5.8%	0.6%	0.0%	0.2%	1.5%	0.2%	0.0%	0.1%	0.4%	0.1%
80時間超 (%)		0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80時間超 (人)		2人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【参考】 令和6年度の在校等時間（勤務時間内＋勤務時間外）の業務内訳



傾向分析

時間外在校等時間は、各校種ともに月平均 30 時間を下回り、着実に減少している。令和6年度の在校等時間の内訳では、高等学校等では「事務処理」が全体の約4分の1を占めている。特別支援学校では「授業」が全体の約半分を占めている。

5.教育職員の働き方に関する意識調査結果（概要）

◆本県教育職員の働き方に関する意識調査結果（概要）

令和2年12月調査

令和8年1月調査（詳細はp14）

□時間外在校等時間は減少していますか。

令和2年調査【県立学校】	大幅に減少した・やや減少した	・・・	42.9%
令和8年調査【高等学校等】	大幅に減少した・やや減少した	・・・	52.8%
【特別支援学校】	大幅に減少した・やや減少した	・・・	64.9%

□時間外在校等時間が長くなる主な原因として、自分に当てはまるものを選択してください。

令和2年調査【県立学校】

- 1位：授業の準備（60.8%）
 2位：学校運営（校務分掌に関すること）（43.5%）
 3位：部活動指導（35.2%）

令和8年調査

順位	高等学校等	特別支援学校
1位	部活動指導（43.1%）	授業の準備（59.2%）
2位	授業の準備（36.9%）	評価や成績（45.8%）
3位	学校運営（35.9%）	学校運営（37.7%）

□あなたの現在の「働きがい」について教えてください。

令和8年調査

項目	高等学校等	特別支援学校
非常に感じている・感じている	72.2%	76.8%
あまり感じていない・全く感じていない	27.8%	23.2%

□あなたの学校では、デジタル技術の活用により、業務効率化が進んだと感じますか。

令和8年調査

項目	高等学校等	特別支援学校
非常に進んでいる。少しずつ進んでいる	80.8%	77.6%
手間が増えた・アナログな手法が主流	19.3%	22.4%

□これまでの働き方改革に係る取組の中で、業務負担の軽減に効果があったと実感するものを選択してください。（複数回答可）

令和8年調査

順位	高等学校等	特別支援学校
1位	ペーパーレス化（35.8%）	定時退勤日の設定（42.7%）
2位	留守番電話の設置（33.5%）	ICT環境の整備（40.5%）
3位	ICT環境の整備（29.8%）	ペーパーレス化（33.5%）

【分析・まとめ】

令和2年調査と比較して、時間外在校等時間が「減少した」と回答した割合は高等学校等が52.8%、特別支援学校が64.9%と向上した。また約8割がデジタル技術の活用（ペーパーレス化やICT環境の整備等）による効率化を実感している。

一方で、時間外在校等時間の主な原因は、高等学校等では「部活動指導（43.1%）」、特別支援学校では「授業準備（59.2%）」や「評価や成績（45.8%）」が多く挙げられている。働きがいについては、約7割が肯定的に回答する一方、約3割は否定的な回答であった。

6.今後の取組の方向性について

学校における働き方改革を推進して、教育職員一人一人の心身の健康を保持し、ワーク・ライフ・バランスをとりながら、教育の質を持続的に向上させるためには、管理職によるICT等を用いた客観的な記録に基づく適正な在校等時間の管理と、教育職員が勤務時間を意識した働き方をするための意識改革が大切になります。

学校における働き方改革のための取組は、これまで学校で常識とされていたことを、大胆に見直すことでもあるため、教育職員個人の努力だけではなく、学校と教育委員会が一体となり、管理職の強いリーダーシップのもとで、校務DXや生成AIの利活用等による事務負担の軽減、さらには学校だけで解決が困難な事案への組織的な対応体制を構築し、改革のための取組を推進していくことが必要です。

このような考えに基づき、「4.県立学校の在校等時間の状況」や「5.教育職員の働き方に関する意識調査結果」を踏まえて、以下のとおり重点項目を設定し、各項目に対する今後の方向性を示すこととしました。

- 重点項目
- (1) 在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革
 - (2) 部活動指導の負担軽減
 - (3) 学校運営体制と業務の改善

(1) 在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革

p6の県立学校の在校等時間の状況によると、直近4年間で月平均の時間外在校等時間は高等学校等で2時間53分、特別支援学校で5時間53分減少しています。この一方で、p16の意識調査の結果によると、仕事の魅力ややりがいへの肯定的な回答は高等学校等で約53%、特別支援学校で約63%、否定的な回答は高等学校等で約47%、特別支援学校で約37%となっています。

自由記述では「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則」とされる中で、上限時間の遵守のみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が発生している実態を指摘する意見が見られます。

【これまでの県教育委員会の取組】

- 平成26年度から繁忙月の6月・10月に勤務時間実態把握調査を実施し、結果を学校に共有
- 平成30年度から長期休業中に学校閉庁日を設定
- 平成31年度から在校時間管理システム「きんむくん」により、客観的に在校等時間を記録
- 令和2年度から働き方改革の観点から組織目標を設定し、教員評価を通して達成状況を確認
- 令和2年9月から県立学校6校を働き方改革モデル校に指定し、時差出勤の導入、完全退勤時間の設定、土日の部活動指導を複数顧問で交代して指導するなど、時間外在校等時間縮減のための取組を実施し、効果を検証
- 令和3年度に本ガイドラインを策定するとともに、四半期ごとに働き方改革の取組状況を調査
- 令和5年度から「勤怠管理支援システム」を導入し、全ての県立学校の教育職員の出退勤時間と業務内容を客観的に把握するとともに、出勤簿や休暇管理に活用
- 令和6年度より学校経営計画表に働き方改革の項目を設けて、具体的な目標を設定し、学校評価の一環として自己評価を実施することで、組織的なPDCAサイクルを確立

【今後の方向性】

令和3年度に策定したガイドラインの取組により、全ての県立学校において時間外在校等時間は減少傾向となっており、学校現場からも「働き方が変わっている実感がある。」といった声が届くなど、教育職員の勤務時間に対する意識は着実に変わってきています。

今後も、無制限・無定量の勤務を是としないため、客観的な方法により、各教育職員の在校等時間の把握と管理を行います。

また、教育職員が健康で働きやすさと働きがいを両立できるよう、周囲を気にせずに定時に帰ることができる風通しの良い職場環境づくりや、時差出勤等の柔軟な働き方の定着を推進します。

今後も本ガイドラインを通じ、働き方改革の意識啓発に継続して取り組んでいきます。

(2) 部活動指導の負担軽減

部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動である。一方で、p7の意識調査結果によると、部活動指導は高等学校等における「時間外在校等時間が生じる主な要因」で第1位(43.1%)である。また、「部活動の休養日設定・地域移行」が「業務負担の軽減に効果があった」とする回答は高等学校等で21.8%(第7位)、特別支援学校で3.6%(第12位)に留まっており、部活動指導が引き続き時間外在校等時間を生じさせる要因となっている。

【これまでの県教育委員会の取組】

○部活動指導員の派遣

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県立学校	80人 (50校)	107人 (57校)	121人 (63校)	120人 (59校)

○部活動の適正数の目安を提示…(令和3年3月10日 保体第1505号、義教第2643号、高教第2901号、特教第1213号「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について(通知)」)

【今後の方向性】

1つの部活動には複数顧問を配置して、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底し、教員のどちらかは土日を休める体制づくりに取り組んできました。今後は、学校規模に応じた適正な部活動数になるように部活動数の精選を進めるとともに、複数顧問の配置を推進していきます。

(3) 学校運営体制と業務の改善

学校における業務は多岐にわたるため、単に1つの業務の効率化や改善をしたところで、直ちに業務が長時間に及ぶ状況が大きく改善されることは少ないですが、時間外在校等時間が生じる主な要因となっている業務を分析し、集中的に改善を図ることで在校等時間の短縮に向けた一定の効果が表れています。

令和8年の意識調査結果において、時間外在校等時間が長くなる主な要因は、高等学校等で「部活動指導(43.1%)」、特別支援学校で「授業の準備(59.2%)」が第1位となっています。一方で、業務改善の効果を実感できる取組としては、高等学校等で「会議資料等のペーパーレス化(35.8%)」や「留守番電話の設置(33.5%)」、特別支援学校では「定時退勤日・学校閉庁日の設定(42.7%)」や「ICT環境の整備(40.5%)」が上位に挙げられています。

同様に、「学校運営(校務分掌に関する事)」についても、高等学校等(35.9%)、特別支援学校(37.7%)ともに時間外在校等時間の主な要因の第3位となっており、令和8年においても校務分掌は負担感の大きい業務であり、在校等時間の増減に大きな影響を及ぼしていることが分かります。

【これまでの県教育委員会の取組】

- 校長会や教頭会で、業務や会議の効率化、業務分担の平準化などを指示
- 県への提出書類の完全電子化や簡略化の推進
- オンデマンド型研修の拡充による、柔軟な研修形態の整備
- 時間外在校等時間が月80時間を超えた教育職員への管理職による面接指導の実施と業務改善措置の徹底
- 長時間勤務が発生している学校への助言や課題解決に向けた伴走型支援の実施
- Google Workspaceの全校導入による情報共有・集約の効率化支援
- 勤怠管理支援システムの導入による出勤簿の廃止、休暇の電子申請
- ワークフローの導入による事務作業のペーパーレス化
- 生成AIの導入による教材や各種資料作成の効率化
- 「学校問題解決支援相談窓口」の設置と、学校問題解決支援コーディネーターや弁護士等による専門的な支援体制の構築(国モデル事業)

【今後の方向性】

授業準備等の効率化を図るため、クラウドや校内ネットワークを活用した教材等の共有を定着させていきます。

校務の効率化を図るため、クラウドツールを活用した情報の共有・一元化や生成AIによる資料の作成を推進します。ワークフローによる電子決裁を原則とする迅速な校務運営を定着させていきます。

保護者等の対応の負担軽減を図るため、留守番電話の全校設置や音声ガイダンスによる自動応答など、効果の高い取組を全校に展開します。

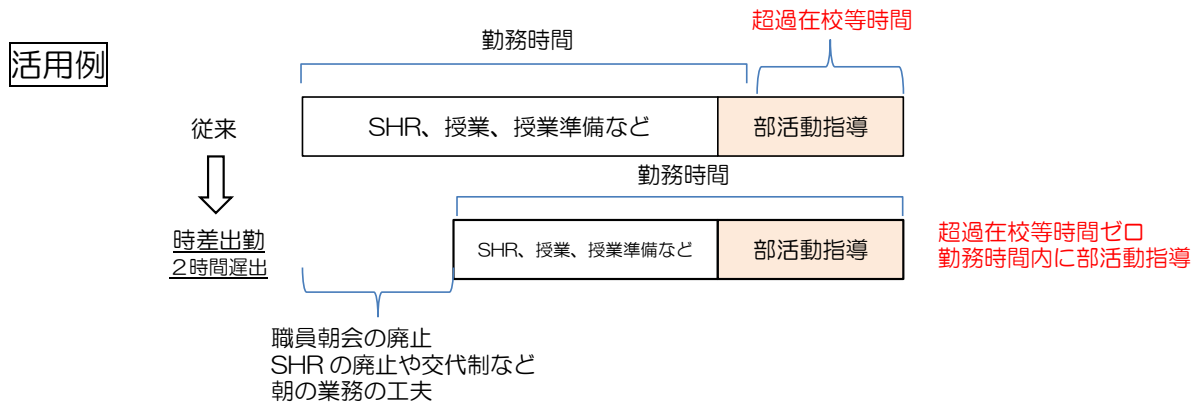
保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校単独では解決が困難な事案への対応を支援するため、「学校問題解決支援相談窓口」を設置し、学校問題解決支援コーディネーターを中心に専門家(弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)と連携した支援を行います。

7.働き方改革を進めるために各校で取り組むべきこと

(1) 在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革

①時差出勤制度の活用推進

県立学校に導入している時差出勤制度のより一層の活用を推進します。放課後の部活動指導や保護者への対応等で在校等時間が勤務時間終了後に及ぶことが明らかな場合は、積極的に制度を活用してください。



導入のメリット

- ・遅出を活用することで、部活動指導や保護者対応を勤務時間内に実施することができる。
- ・学校行事などで朝早くから業務がある場合、早出を活用して勤務時間内で準備を行うことができる。

※ 時差出勤を有効に活用するためには、朝の業務の工夫と改善が不可欠です。担任、副担任の区別なく、時差出勤を活用しやすい環境の整備を各校で行う必要があります。

<朝の業務の工夫例>

- 生徒の欠席連絡の受付に、メールや google フォームなどを活用
- 職員朝会の廃止：職員への連絡にはメールや校内ネットワーク内の掲示板等を活用
- 朝の SHR の廃止、または担任と副担任での交代で担当 など

※ 時差出勤制度の内容と申請方法の詳細については、令和3年4月22日付高教第167号、特教第112号、【「時差出勤」の実施について（通知）】を参照してください。

②完全退勤時間の設定

各校の勤務時間終了時刻などの実態に応じて、**午後7時前後に完全退勤時間を設定してください**。完全退勤時間を超えて行わなければならない業務が発生した場合には、管理職の許可を得てから、完全退勤時間後の業務に従事してください。あわせて、学校の閉庁時刻や電話対応時間について、学校だよりやホームページ等を通じて保護者や地域へ丁寧に周知し、自校の教育職員の働き方改革への理解と協力を得られるよう努めてください。

- 「業務を精選・効率化して退勤時刻を早める」という発想から「退勤時刻を決めて、その時刻に間に合うように業務を精選・効率化する」という発想に転換しましょう。こうした取組は、終業から始業までの休息時間を確保する上で有効です。

③定時退勤日の設定

週に1日以上、月6日程度の定時退勤日を各校で設定してください。教育職員の勤務時間に対する意識向上と、学校全体で取り組む体制を構築するために、原則として定時退勤日は全職員で同一日に設定してください。やむを得ない事情により、定時退勤できない職員は別の日に定時退勤日を設定してください。また、設定した定時退勤日は、学校行事予定表やホームページ等を通じて保護者や地域へ事前に周知し、学校全体の取組として可視化を図ってください。

- 働き方に関する意識調査の結果から、早く帰ることに罪悪感や抵抗感を持っている教員が一定数存在することが分かっています。定時に帰れる雰囲気づくりが、先に退勤することへの抵抗感を低減します。

(2) 部活動指導の負担軽減

④「部活動の運営方針（改訂版）」の遵守

令和4年12月に改訂した「部活動の運営方針（改訂版）」遵守を徹底してください。管理職は各部活動の練習計画や特殊業務従事簿により、「部活動の運営方針（改訂版）」が遵守されているか確認を行い、方針を上回る活動時間がある場合には、指導改善を行ってください。

※以下「部活動の運営方針（改訂版）」から一部抜粋

- 中学校では、週当たり2日以上、高等学校では週当たり原則、2日以上の休養日进行ける。（中学校では、平日1日以上、休日1日以上を休養とする。高等学校では、原則、平日・休日各1日以上を休養日とする。特別支援学校では、原則、平日1日以上、休日2日以上を休養日とする。また、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、他の休日に休養日を振り替える。）
- 長期休業中においても、上記のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続したある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 中学校では、1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休日は3時間を上限とする。高等学校では、1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休日は4時間を上限とする。特別支援学校では、1日の活動時間は、平日は1.5時間を上限、休日は原則実施しないものとし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。

⑤部活動数の精選

「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安について（通知）」【令和3年3月10日保体第1505号、義教第2643号、高教第2901号、特教第1213号】に従って、部活動数の精選を推進してください。部活動数の目安は、教員数の半分以下です。

- 部活動数を精選することで、1つの部活動に対して複数名の顧問を配置できる環境を整備し、顧問の先生の負担を軽減しましょう。

⑥複数顧問の配置による負担の平準化

1つの部活動には複数顧問を配置して、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底し、教員は土日のどちらかは休めるようにしてください。部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものになるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導を求めるなどの運営体制を構築してください。

高等学校において、柔軟な運用により休日（土・日）に連続して活動を行う場合においても、複数顧問交代による単独指導を徹底するとともに、大会の前後に休養日の振り替えを行い、部活動指導による負担の平準化をしてください。

（3）学校運営体制と業務の改善

⑦教材の共有化の推進

働き方に関する意識調査から、時間外在校等時間が生じる最大の要因は「授業準備」であることが分かっています。クラウドや校内のネットワークを活用した教材や指導案の共有を推進することで、授業準備の負担の軽減を加速させてください。

- 個人が作成したプリントなどは、学校の財産として、全ての教員が活用できるようにデータを管理しましょう。
- 長期休業期間などを利用した計画的な授業準備をお願いします。

⑧行事の精選と業務の効率化

- 学校行事の精選を推進し、現状の行事数を上限として、新設する場合には既存行事の廃止を前提とした「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底してください。
- 連絡事項だけの会議は廃止して、資料データの共有に代えることを前提に検討してください。
- 負担の大きい業務を担当させる場合には、複数名でチームとして業務に従事させてください。

⑨校務DXの推進

- ・会議資料のペーパーレス化を進めてください。
- ・生徒の出欠連絡は、電話ではなく、クラウドツールを活用してください。
- ・保護者向けの通知や便り、アンケートはデジタル化してください。
- ・職員間の連絡は、グループウェアを活用してください。
- ・ワークフローを活用し、電子決裁を原則としてください。
- ・長期休業期間中に、積極的にテレワークを行ってください。
- ・生成AIを活用し、各種資料の作成を効率的に行ってください。

⑩保護者等対応の負担軽減

- ・留守番電話の設置及び音声ガイダンスの導入を推進してください。
- ・勤務時間外や休日などの電話、面談、私用端末での連絡等を解消するため、クラウドツールを組織的に活用してください。
- ・学校単独では解決が困難な事案については、学校問題解決支援相談窓口を活用し、学校問題解決支援コーディネーターを中心に専門家と連携しながら対応してください。

業務改善を進めるために、管理職がリーダーシップを発揮し、教育職員の心身の健康保持増進（ウェルビーイング）を最優先とした適切な業務マネジメントを実施するとともに、職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。

また、真に実効性のある業務改善を行うためには、職員一人一人がこれまでの学校の常識にとらわれることなく、業務の必要性や目指す方向性を理解して、自らの業務一つ一つについて見直すとともに、学校全体で検討して組織的に取り組むことが不可欠です。

8.資料：教育職員の働き方に関する意識調査結果（詳細）

令和8年1月実施

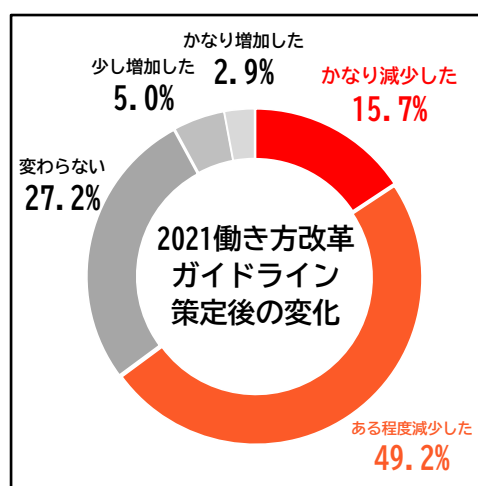
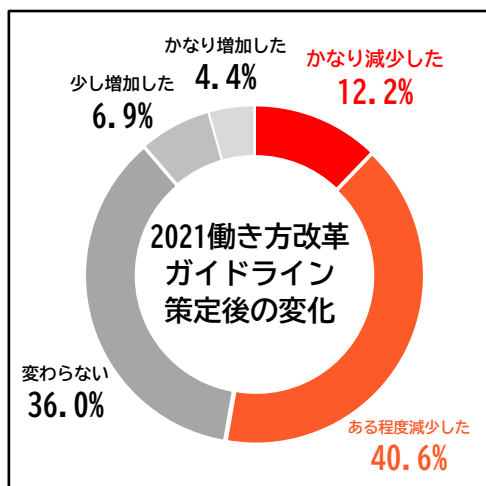
□ 現行ガイドラインが策定された令和3年度（以降の採用・任用者は着任当初）と比較して、あなたの時間外在校等時間は減少しましたか。

※ 令和3年度は休校期間を除く通常時、今年度採用者（年度途中を含む）は採用時と比較

※ 時間外在校等時間…在校等時間から所定の勤務時間を差し引いた時間

【高等学校等】 2,776件の回答

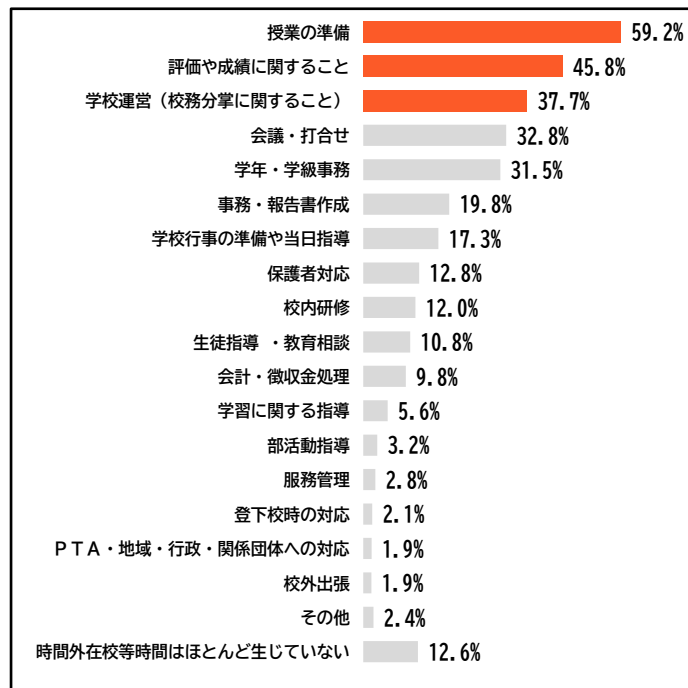
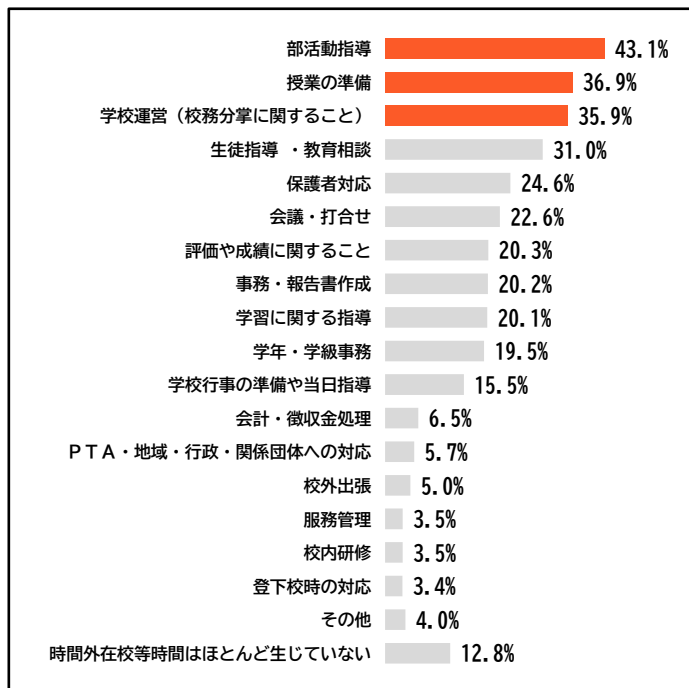
【特別支援学校】 1,401件の回答



□あなたの時間外在校等時間が長くなる主な要因として、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

【高等学校等】 2,776件の回答

【特別支援学校】 1,401件の回答



<その他の意見・抜粋>

【高等学校等】

- ・校内の施設確認
- ・同窓会業務
- ・資格試験の指導・事務
- ・高教研等校外団体の仕事

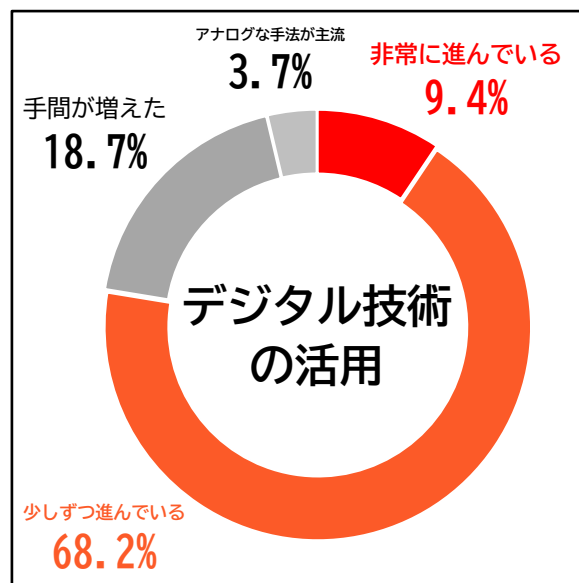
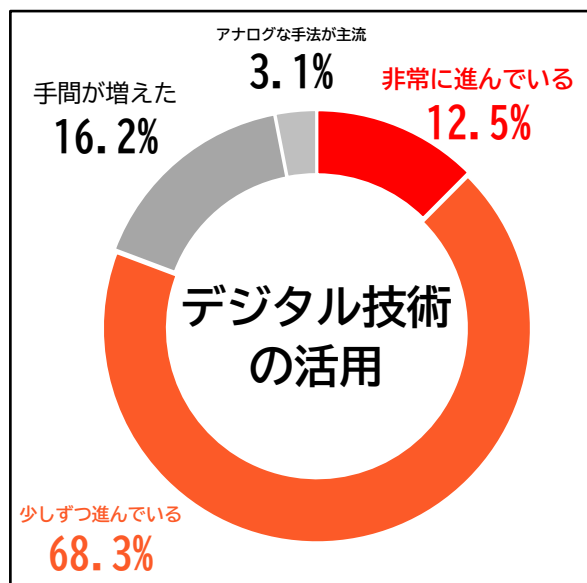
【特別支援学校】

- ・スクールバス停に保護者やデイサービスの職員が迎えに来ていない時の対応
- ・計画訪問に係る指導案作成
- ・入学者選考に関する業務

□あなたの学校では、デジタル技術の活用により、業務効率化が進んだと感じますか。

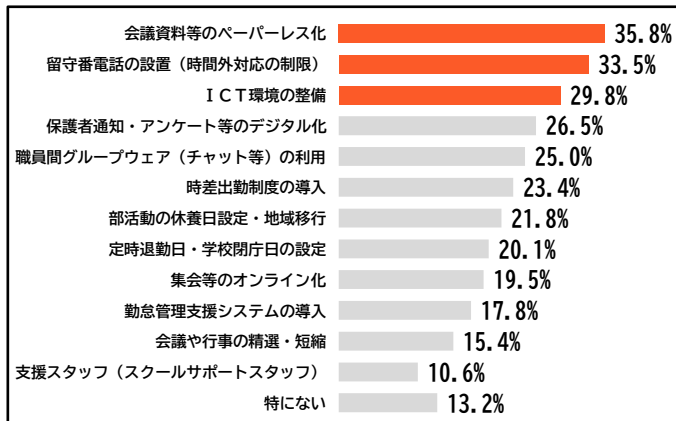
【高等学校等】 2,776件の回答

【特別支援学校】 1,401件の回答

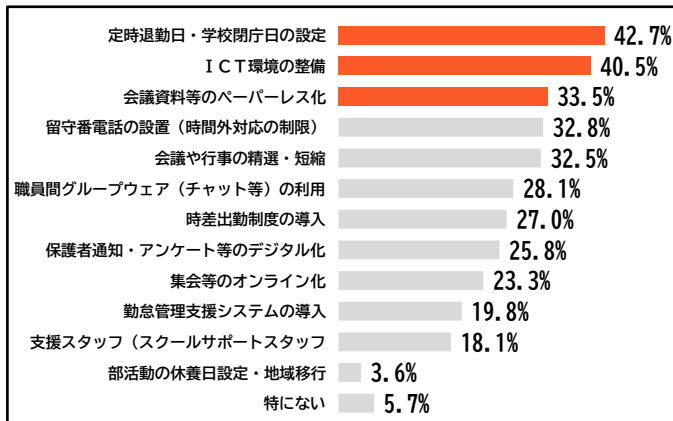


□これまでの働き方改革に係る取組の中で、業務負担の軽減に効果があったと実感するものを選択してください。（複数回答可）

【高等学校等】 2,776 件の回答

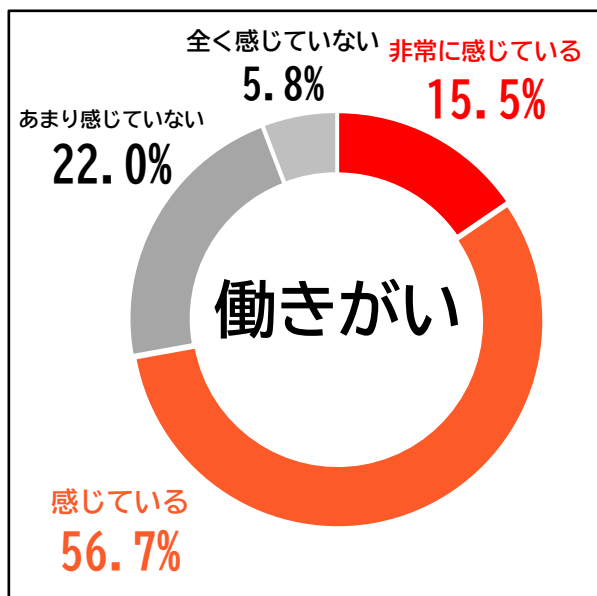


【特別支援学校】 1,401 件の回答

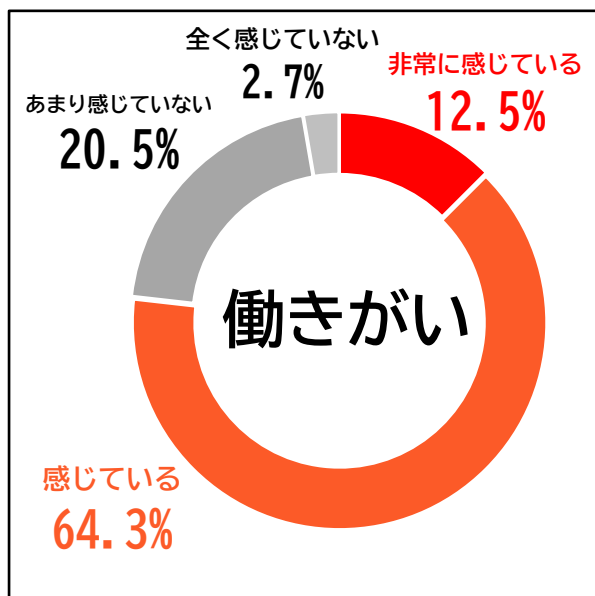


□あなたの現在の「働きがい」について教えてください。

【高等学校等】 2,776 件の回答

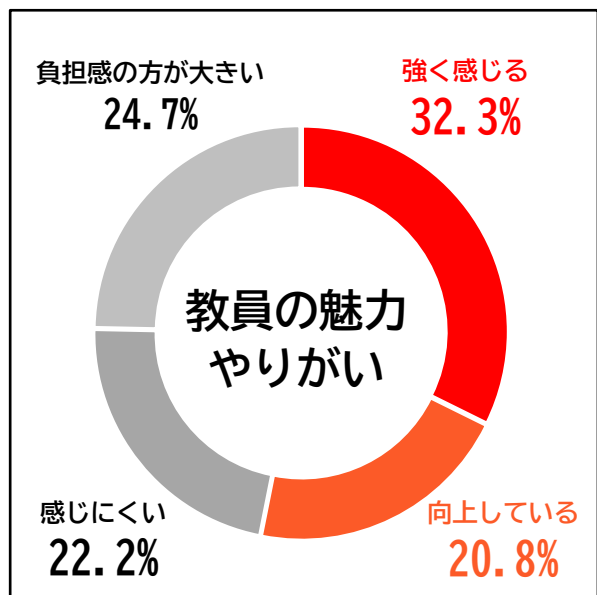


【特別支援学校】 1,401 件の回答

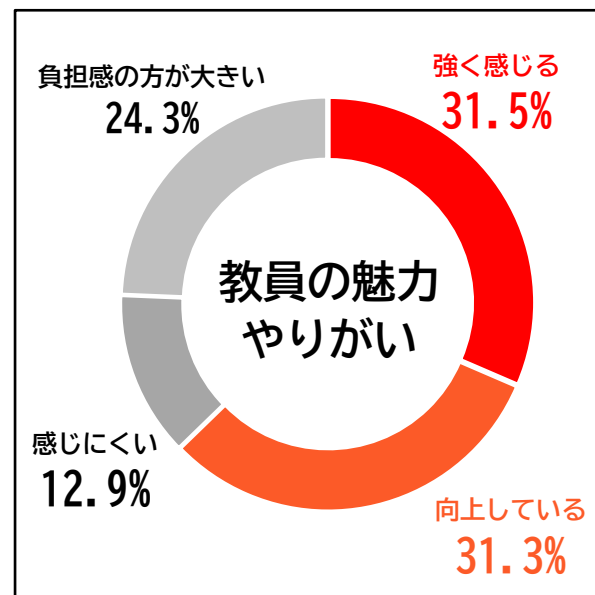


□教員という仕事の魅力ややりがいについて、どう感じていますか。

【高等学校等】 2,776 件の回答



【特別支援学校】 1,401 件の回答



口働き方改革全般について、お気づきの点やご意見、現場の実感など自由にご記入ください。

(自由記述)

【高等学校等】 985 件の回答 一部抜粋

- ・時差出勤制度を利用することで、仕事にメリハリがつけられるようになったとともに、家族からも喜ばれている。
- ・採点ナビでの採点は、時間が短縮できるので、非常に助かっている。
- ・テレワークが大変有効です。考査作成や生徒面談など、無駄なく仕事が2倍できます。
- ・だらだらと学校にいる時間が少なくなった。帰りやすくなった。
- ・「働き方改革」という言葉が職場に浸透し、全体としては良好な方向に進展しているものの、業務負担の偏在や部活動顧問の実質的な固定化等により、一部の教員においては改革の効果が十分に行き渡っていない状況が課題として感じられます。
- ・同じ職場の同じ教員であっても、業務量に差があることで、非常にモチベーションを削がれる。教員全体の仕事を減らすことよりも、教員間の業務量の均一化に力を注いでほしい。
- ・特に高校の部活動の負担が大きい。中学校は地域移行が本格的に動き始めている。高校は結局はほとんど学校裁量で実際には改革が難しい。高校についても県主体で大きな改革が必要ではないかと感じている。
- ・公務外の負担が多い教員もいます（高体連・高文連等）。部活だけでなく、様々な外の運営業務が地域移行を目指せると教員の負担は本当に減るとは思います。
- ・公共交通機関が十分でない地域においては、スクールバスの運行及び保護者の送迎が中心となっている。部活動終了後にスクールバスを利用する生徒も多いため、毎日19時頃までは校舎内でバスを待機している生徒がいる。活気ある学校という点では嬉しいことなのだが、教員の退勤時間にも影響するため悩ましいところである。
- ・県からの調査依頼について、調査実施の必要性を精査し、重複する調査が無いよう調査内容を厳選し、調査項目の絞り込みをしてください。
- ・動画での研修やアンケートなどが多すぎて、生徒への対応の時間が減らされている。動画一つ一つは良いものだが、勤務時間中にすべて見るのは負担が大きい。
- ・多数の動画視聴、各種アンケート・調査、コンプラ、plantへの研修登録、日々の勤怠管理、ストレスチェックなどなどに向ける時間が増え、多岐にわたり煩雑さが年々増していると感じる。
- ・ICTの導入によって業務の効率化を図っているところではあるが、学校で支給されるPCのスペックが追い付いていない場面が散見される。オンラインで処理する業務が増えているからこそハード面の充実が図られないとかえって業務に時間を費やしてしまうものもあるように感じる。
- ・従来の業務を見直さないまま、新たな業務を増やさないで欲しい。
- ・人手が足りないと思うことが多々あります。予算上厳しいことですが、各学校の教員定数が1人でも増えるとありがたいです。
- ・働き方改革は進んでいるとは思いますが、生徒対応及び保護者対応が多様化し、そこに労力をとられ、疲弊しているように思える。
- ・現在の勤務内容（特に部活動）において、時間外在校等時間は多くなってしまっていますが、大変やりがいを感じて勤務できており、充実した生活が送れています。
- ・以前のように「遅くまで残っている人が偉い」という空気は薄れ、定時退勤や休暇申請のハードルは下がったように感じる。ただ、時間短縮や効率化を求めるあまり、研修や教材研究などに時間をかけることが軽視されないか懸念している。単に、時間内に仕事を終わらせることだけを正義とせず、質の向上に充てる時間も尊重してほしい。
- ・働き方について様々な取り組みを考えてくださり、実践してくださっていることに感謝しています。ただ現場として対応することが多くなり、新しいことに対応していかなければならない負担感を感じることもあります。今が過渡期で、時代とともに変化していくものではありませんが、本来あるべき教育活動について、できるだけシンプルに取り組んでいきたいと日頃思っています。朝出勤してから退勤するまで、授業や生活指導、部活動等いつも生徒のそばにいる私達教員が、いつも笑顔で、前向きに子供たちに関わっていただけるように、どうぞご支援をよろしくお願い致します。

【特別支援学校】 437 件の回答 一部抜粋

- ・働き方改革が進み、健康を維持しながら職務に励めるようになり、ありがたく感じている。以前は、毎日 22 時頃まで仕事をしていた。
- ・長期休業中のテレワークは通勤時間分プライベート時間が確保でき、ワークライフバランスが整い良かったです。
- ・特別支援学校においては、毎日の完全退勤時間と週一回の定時退勤日の設定により、勤怠管理の集計データでは在校等時間はかなり減少しているが、そのデータだけで働き方改革の評価するべきではない。データには表れない持ち帰り業務の把握と対策、蔓延してる勤怠管理の過少申告への対策を直ちに講じていくべきである。
- ・特別支援学校においては、持ち授業を減らす（空き時間を増やす）取り組みが必要である。多くの方は、一日中子供と接して、その他の業務は放課後の短い時間になる。人的増員は難しい現状であると思うので、指導にあたる教員の体制の見直しなど行なっていく必要があると感じている。
- ・働き方改革ということで、未然に防げるだろう生徒の問題行動やトラブル対応などに時間を割かなくなり、問題が起きてから対応することが増えたように感じる。対応をする時には主事や主任が対応することになる為、若手よりもベテラン域の心理的・時間的負担が大きい。
- ・いまだ給食費、積立金など現金徴収をしているので危ないし、集める、数える、都度、銀行へ入金しに行くなど教員への負担が大きい。授業に出ている時間がほとんどなので作業の準備や購入伺いなど書類作成時間がなかなかとれない。時間がたりない。
- ・IT を想像以上に上手く活用し業務時間を短縮している人達があります。そのノウハウをぜひ共有して欲しいです。
- ・校務支援システム（特にあゆみ）や年計の作成に多くの時間を費やしている。より簡単な様式やタブで選択できる仕組み等があると普段の授業にもっと力を注ぐことができると思う。
- ・働き方改革は、タイムマネジメントはもちろんだが、教員としての働きがいを感じられるような組織マネジメントも両輪で進めていくことの重要性を強く感じている。
- ・働きやすい環境にはなっている事はとても良い点だとは思いますが、生徒への支援の点で事務的な関わりにならないようにしていけると良いと常々思っています。
- ・学校全体として、子どもたちを一番に考えつつも（大切なことは見失わないようにしながら）働き方改革の視点から、会議の精選、学校行事の見直し、ワークフローの整備等 ICT を活用した業務のスリム化等、少しずつ進んでいると感じる。今後も、周りの先生方とともに考え、整備に向けて自分のできることに取り組んでいきたいと思う。

傾向分析

時差出勤やテレワーク等の活用により「帰りやすくなった」との声がある一方、部活動や各種団体の業務、スクールバスの待機、徴収金の取扱いなどの具体的負担が依然として大きい。

また、県からの重複する調査依頼や動画研修の負担増、校務支援システムへの入力の手間、PC スペック不足が意見として出ている。今後は、過少申告や持ち帰り業務、教員間の業務の偏在を解消し、実態に即した適切な業務量管理と健康確保の徹底が必要である。

9.資料：各校の働き方改革における実践成果

【高等学校等】

○高萩高 登校指導を勤務時間内に実施

コロナ禍以降、登校する生徒の体調を把握するため、授業開始を9時に繰り下げ（以前は8時30分）。8時25分勤務開始の10分後から登校指導を開始し、全ての登校指導を勤務時間内で実施。



○常陸大宮高 共有テーブル設置とスプレッドシートによる情報共有

職員室の空きスペースに共有テーブルを設置し、打合せや事務作業、昼食時の交流場所として活用。隣接箇所に電子黒板を設置し、出欠状況や授業変更等の情報をスプレッドシートによりリアルタイムで共有。（職員研修における教職員間の話し合いで出たアイデアに基づき実現）



○IT未来高 職員室の環境改善（フレキシブルワークスタイル化）

机サイド引き出しをキャスター式にすることにより、席替移動にスムーズな対応を実現。各個人の専用ロッカーを活用する事により、机上のセキュリティ向上とスペースの有効活用を図る。また、職員室でリラックスして打合せをするために丸テーブル以外に、ロッカーを利用したスタンディングミーティングスペースも新設。コーヒーを飲みながら、学年等の枠を越えた交流の増加と、メンタルヘルス向上のためのオープンなコミュニケーションを促進。さらに、モニター掲示板を活用し、情報共有のリアルタイム精度を向上。



○銚田二高 校内テストにおけるリアルタイム連携

Google Chat を活用して多科目の試験が混在する教室内と各教科担当者とのリアルタイム連携を実現。試験中の質問や突発的な事態にも、タブレットを通じて試験教室からダイレクトに報告・相談を行う。全教職員で情報を即時に共有することで、伝達ミスを防ぎ、人員負担の軽減と公平な試験運営、及び対応事柄の情報蓄積を図る。



○取手一高 ワークフローシステムの活用

ワークフローシステムを活用し、令和6年度は県立学校平均 155 件を大幅に上回る 1,159 件の決裁をデジタル化。職員会議議事録や定期考査前の部活動実施許可願等の申請をシステム上で行う。ファイル検索の効率化と紙ファイルの削減を実現。

○牛久栄進高 職員間での授業支援アプリによる情報共有

授業支援アプリを活用してデジタル職員室を設置。年間行事予定、課外日程表、職員会議資料、連絡事項を随時アップロードし共有。全職員が端末から最新の情報を確認できる体制を構築したことで、校内情報の速やかな周知とペーパーレス化を実現。



○下妻一高・附属中 定時退勤日の設定と保護者への周知

年間計画に基づき、テスト前等に月1回程度の「定時退勤日」を設定。学校全体の定時退勤に対する保護者の理解を得るため、ホームページやSNS、連絡アプリ等で、事前に保護者に周知。（時間外勤務が生じる場合は、管理職の許可を得てから業務に従事）

【校内掲示用ポスター】

【保護者宛周知文書】

生徒の皆さんへ

教職員の働き方改革を推進するため
令和7年5月15日(木)を職員の定時(16:50)退勤日とします。

併せて、生徒の皆さんにもめりはり
 をつけた生活を送る機会としてもらう
 ために、**本日は16:50に完全下校
 (学校敷地内から出て帰宅)**となりますので、ご協力をお願いいたします。

学校長

令和7年5月27日

保護者 各位

茨城県立下妻第一高等学校・附属中学校長

令和7年度 定時退勤日について (お知らせ)

初夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校においては教職員の働き方改革の一環として、今年度は6日間の「定時退勤日」を設定いたしました。これは教職員が健康的、効率的に業務に取り組める環境を整えるための取り組みです。また、お子さまにとってもメリハリのついた学校生活を送る機会としたいと考えております。何卒趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

以下が今年度の定時退勤日となります。

- 5月15日(木)
- 6月18日(水)
- 10月15日(水)
- 11月26日(水)
- 12月18日(木)
- 1月29日(木)

上記の日は教職員が定時(16:50)に退勤いたします。
 生徒の皆さんも、16:50には完全下校となります。
 ※学習館も16:50に閉館となります。
 ※生徒の皆さん、保護者の皆様には毎回1週間ほど前にリマインドとして再度連絡させていただきます。

【働き方改革について】
 茨城県では、教員の時間外在職時間(いわゆる残業)の上限目標を「月45時間」としています。職員がよりよい教育環境を子どもたちに提供できるよう、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

○水海道一高 部活動顧問契約制の実施

部員が自ら競技・活動目標・活動スタンスを設定し、その条件にあった教員に交渉・決定する顧問契約制を導入。3月下旬から4月上旬に生徒と教員の話し合いを実施し、生徒が競技目標を掲げ、教員は技術指導や事務支援等の協力範囲を提示。生徒の要望と指導体制をマッチングすることで、生徒の主体的な活動と教員の負担軽減を実現。



【特別支援学校】

○北茨城特支 Google クラウドによる連絡事項の共有

Google クラウドの機能を用いて職員間の情報共有のための「掲示板」を作成。朝の集会を廃止し「集まらない工夫」で時間を創出。

【掲示板表示例】

- ・学校行事の実実施計画
- ・事務室からのお知らせ
- ・探し物、落とし物
- ・各種アンケートについて
- ・県からの文書
- ・校務分掌に関するお知らせ
- ・授業のお知らせ（教室変更や来校者等）
- ・会議・研修のお知らせ
- ・全校集会のお知らせ
- ・新刊図書について

※その他、運営委員会のクラウドを設置し、会議を Web 上でやっている。

※学年、各部においてもクラウドを活用し、連絡事項の伝達ツールとして学年会や各部会の時短につながっている。

○水戸高等特支 部活動指導のローテーション制

週3回の部活動指導にローテーション制を導入。複数の教職員が交代して指導にあたることで、業務負担を平準化。

（担当者不在の日は他の部活担当者と調整）



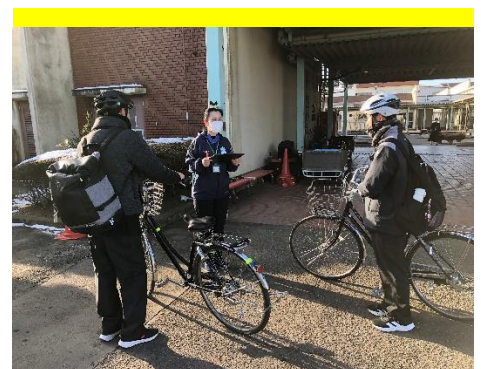
○つくば特支 教材のデジタル共有化

作成した教材や授業実践内容をシートにまとめ校内ネットワークでデータを共有。若手教員や赴任1年目の教員が取組の参考にしてしている他、各教員が授業づくりに活用。一部をHP上で「教材データベース」として公開。

【つくば特別支援学校教材共有シート】		【つくば特別支援学校教材共有シート】		【つくば特別支援学校教材共有シート】	
教材	文字穴埋めワークシート	教材	数のマッチング	教材	命の輪
写真		写真		写真	
学年・学年 指導者グループ	6新制小学校1年 司法型	学年・学年 指導者グループ	6新制小学校1年 市課程	学年・学年 指導者グループ	4新制中学校2年
題材	国語	題材	数数活動（少人数）	題材	音楽
目的・効果	・個別課題のワーキングアッパとして使用。 ・毎時限、繰り返し取り組むことで、正しい筆順を覚えられるようになる。 ・授業後、生徒の読み進捗の把握を行うことで、国語の様々な内容についてながら読解の支援を目標とすることが出来る。	目的・効果	・算数の学習につなげるための画に親しむ材料である。 ・数を直視することで、目が見えない児童でも触って確認することが出来る。 ・フェルトボールを使用することで、ボールが入る感覚を味わうことが出来る。	目的・効果	・楽譜を見て演奏する力をつける。 ・実演に学んで、いろいろな楽器を弾いて音楽科や授業後も演奏することが出来る。 ・課題に備えるリズムを踏って、音楽と関わりあわせながら打鼓する。
使い方	・個別課題の始めに取り組み。 ・正しい筆順の指導は、実演カードを提示し、見ながら筆順を教える。 ・空気が取れたら、速記。その後、教師は筆順を確認する。	使い方	・穴の開いているところを触って確認し、フェルトボールを入れる。 ・フェルトボールを入れたら、教師と一緒に数数する。	使い方	・楽譜のイラストを見ながらリズムを叩く。

○結城特支 組織的な時差出勤制度の活用

延べ40名以上（令和6年度実績）が時差出勤（早出）を活用し、スクールバスの添乗指導や早朝の登校指導に対応。遠足などの学校行事の際も、管理職や行事担当者が声かけし、時差出勤制度を活用。



10.働き方改革実施計画一覧

○高等学校等

項目	内容	業務の 3分類	2025	2026	2027	2028	2029 目標
目標	年間の1か月時間外平均を30時間以内	—					30h 以内
	1か月時間外45時間以下を100%	—					100%
(1) 在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革	時差出勤制度の活用促進	③					100%
	完全退勤時間の設定（導入の有無）	③					100%
	定時退勤日の設定	③					100%
(2) 部活動指導の負担軽減	部活動の運営方針の遵守	②					100%
	部活動数の精選	②					100%
	複数顧問の配置による負担の平準化	②					100%
(3) 学校運営体制と業務の改善	定例の職員会議の回数（月1回以下）	③					100%
	伝達だけの職員朝会の廃止	③					100%
	登校指導等日数の削減	③					100%
	通知票通信欄（所見）への記入の廃止・回数減	③					100%
	会議資料のペーパーレス化	③					100%
	欠席連絡 Web・メール化	③					100%
	保護者向けアンケートのデジタル化	③					100%
	学校からの通知・便りのデジタル化	③					100%
	緊急時一斉連絡のデジタル化	③					100%
	各種集会のオンライン化	③					100%
	ネットバンキング・口座振替等の活用	③					100%
	職員間連絡グループウェアの活用	③					100%
	ワークフローによる電子決裁	③					100%
	テレワークの活用（長期休業期間中等）	③					100%
	校務への生成AIの活用	③					100%
留守番電話の設置	③					100%	
解決困難事案の相談窓口の活用	①					100%	

【進捗状況の公表について】

本計画の各年度における取組実績および目標の達成状況については、本県教育委員会ホームページにおいて随時公表し、内容を更新していく。

※「学校と教師の業務の3分類」とのつながり

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○特別支援学校

項目	内容	業務の 3分類	2025	2026	2027	2028	2029 目標
目標	年間の1か月時間外平均を30時間以内	—					30h 以内
	1か月時間外45時間以下を100%	—					100%
(1) 在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革	時差出勤制度の活用促進	③					100%
	完全退勤時間の設定（導入の有無）	③					100%
	定時退勤日の設定	③					100%
(2) 部活動指導の負担軽減	部活動の運営方針の遵守	②					100%
	部活動数の精選	②					100%
	複数顧問の配置による負担の平準化	②					100%
(3) 学校運営体制と業務の改善	定例の職員会議の回数（月1回以下）	③					100%
	伝達だけの職員朝会の廃止	③					100%
	登校指導等日数の削減	③					—
	通知票通信欄（所見）への記入の廃止・回数減	③					—
	会議資料のペーパーレス化	③					100%
	欠席連絡 Web・メール化	③					100%
	保護者向けアンケートのデジタル化	③					100%
	学校からの通知・便りのデジタル化	③					100%
	緊急時一斉連絡のデジタル化	③					100%
	各種集会のオンライン化	③					100%
	ネットバンキング・口座振替等の活用	③					100%
	職員間連絡グループウェアの活用	③					100%
	ワークフローによる電子決裁	③					100%
	テレワークの活用（長期休業期間中等）	③					100%
	校務への生成AIの活用	③					100%
留守番電話の設置	③					100%	
解決困難事案の相談窓口の活用	①					100%	

【進捗状況の公表について】

本計画の各年度における取組実績および目標の達成状況については、本県教育委員会ホームページにおいて随時公表し、内容を更新していく。

※「学校と教師の業務の3分類」とのつながり

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務